

安心な社会保障と強い地域経済を構築するための
地方財政措置を求める意見書

政府は、社会保障の充実・安定化とそのための安定財源確保及び財政健全化の同時達成を目指し、社会保障と税の一体改革を進めてきたが、世界経済の低迷によるリスクを回避するために、消費税率の 10%への引き上げを平成 31 年 10 月まで再延期した。

しかしながら、わが国においては、急激に進行する少子・高齢化、人口減少への対策など、喫緊の課題を数多く抱えていることから、これらの施策を支える安定財源を確保する必要がある。

そのためには、地域資源や地域の特色に着目した農林水産業の 6 次産業化や魅力ある観光産業の開発、産・学・金・官の連携による地域産業の創造など、「地域経済圏」を活性化させ、国内経済の底上げを図ることが重要である。

よって、政府においては、安心な社会保障と強い地域経済を構築するため、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 地方の社会保障施策に支障が生じないよう、所要の財源を確保すること。
特に、保育の受け皿整備や、保育士・介護職員の処遇改善などの「一億総活躍プラン」関連施策の実施については、地方負担分も含めて適切に財源措置を講じること。
- 2 地方自治体が地域の実情に応じて自主的・主体的に地方創生を推進できるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」を中期的に継続するとともに、地方創生推進交付金についても、安定的かつ継続的に所要の財源を確保すること。
- 3 地方自治体が社会保障をはじめ、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の社会基盤の整備など、国民生活に密接に関連する多くの行政サービスを実施するために必要な地方交付税総額を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）12 月 5 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（少子化対策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）
（提出者）公明党所属議員全員